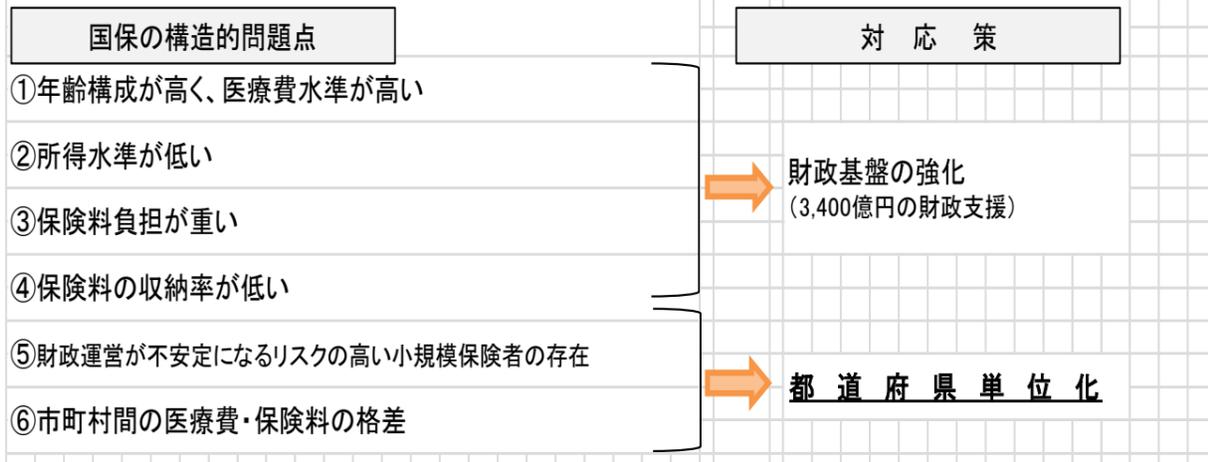


国民健康保険事業の都道府県単位化の要点

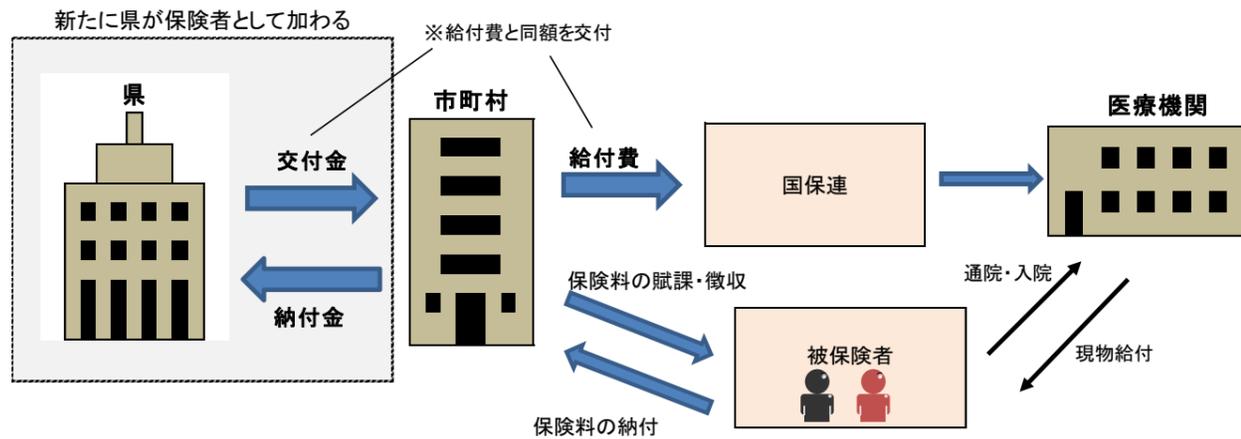
1 国保制度改正の目的

国保が抱える構造的問題を解消し、事業運営の安定化を図ることで、国民皆保険制度を堅持する。



2 新しい制度の仕組み

(1) 事業のながれ



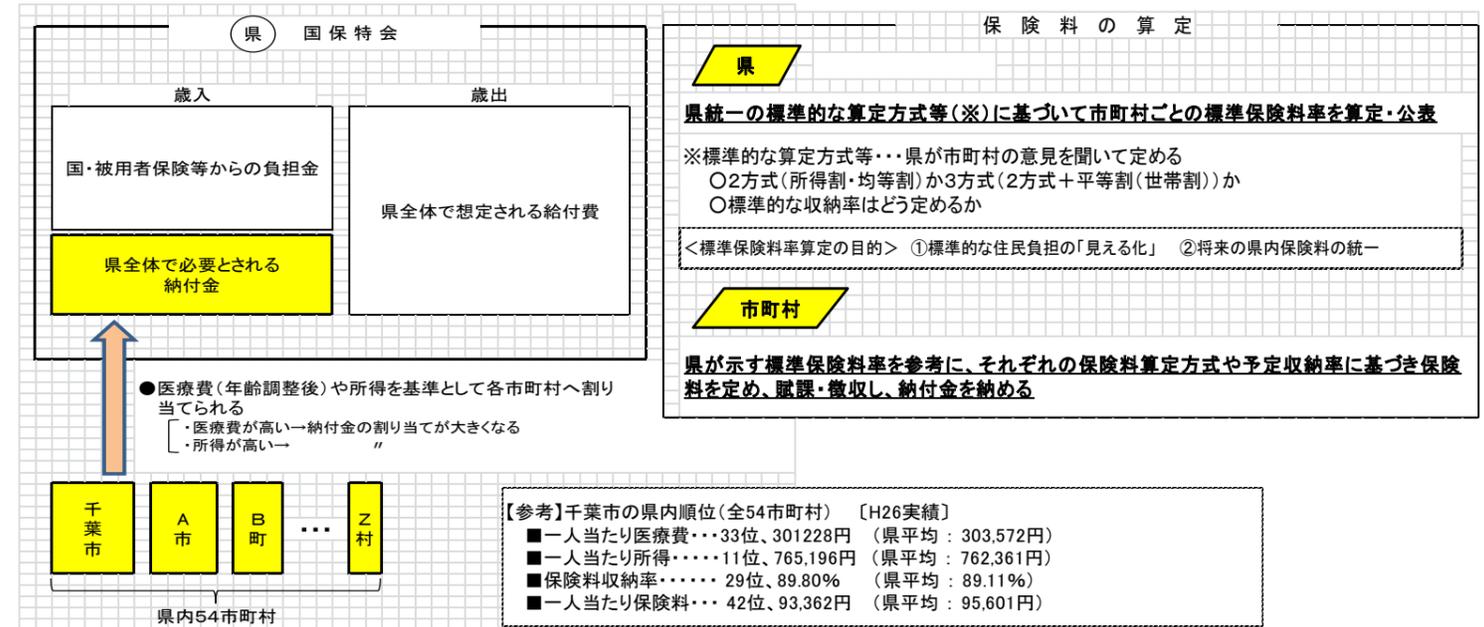
(2) 県と市町村の役割

- | | |
|-----|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 財政運営の主体 ● 国保運営について中心的な役割 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行う |

- ◆ 県内の統一した国保の運営方針の策定
- ◆ 交付金 (= 市町村が保険給付に要した費用) を市町村に支払
- ◆ 市町村ごとの納付金の額を決定
- ◆ 標準保険料率の算定
- ◆ 納付金を県に納付
- ◆ 保険料の賦課・徴収
- ◆ 資格管理・保険給付の決定
- ◆ 保健事業

3 納付金と保険料

- <ポイント>
- ① 県全体で想定される給付費に見合う納付金を各市町村が県に支払う。
 - ② 各市町村は、県が示す標準保険料率を参考に、市町村が独自に保険料率を定め、賦課徴収する。



4 都道府県単位化後の市町村の国保特会のすがた

- <ポイント>
- ① 国費や県費、被用者保険からの拠出金、県単位でレセプトを共同処理する共同事業費の大半は県へ移行する。
 - ② 新たに「歳入に「保険給付費交付金」、「保険者努力支援制度」(注)による交付金、歳出に「納付金」が加わる。
 - ③ 財政規模は大きな変動なし
 - ④ 累積赤字は残る
- (注) 収納率の向上に向けた取組など、保険者の努力に応じて交付される公費。

国費・県費	都道府県単位化 (前)		都道府県単位化 (後)	
	<歳入>	<歳出>	<歳入>	<歳出>
	保険料	保険給付費	保険給付費等交付金	保険給付費
	国・県負担金・交付金			
	特別調整交付金			
	特定健診負担金			
	被用者保険からの拠出金	後期高齢者支援金		保健事業
	共同事業交付金	介護納付金		納付金
	共同事業拠出金	共同事業拠出金	保険者努力支援制度	
	繰入金	保健事業	特別調整交付金	
		総務費 (= 事務費)	特定健診負担金	
			繰入金	
		累積赤字		総務費 (= 事務費)
				累積赤字